

# 福島県立福島高等学校同窓会宮城支部規約

## (名 称)

第1条 本会は、「福島県立福島高等学校同窓会宮城支部  
(呼称：みやぎ梅苑会)」と称す。

## (所在地)

第2条 本会の所在地は、仙台市泉区桂二丁目15番地の12とする。

## (組 織)

第3条 本会は、旧制福島中学校及び福島高等学校の卒業生・修学生で宮城県内の在住者並びにその関係者をもって組織する。

## (目 的)

第4条 本会は、会員相互の親睦と交流を図り、併せて母校の発展を期することを目的とする。

## (事 業)

第5条 本会は、次の事業を行う。  
1. 会員相互の連絡強調に関する事  
2. 母校の発展援助に関する事  
3. 母校の同窓会発行会員名簿に関する事  
4. 母校の同窓会誌「梅苑会報」記事掲載に関する事  
5. その他目的達成に関する事

## (役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。  
1. 会 長 1名  
2. 副 会 長 若干名  
3. 理 事 若干名  
4. 学年幹事 若干名  
5. 事務局長 1名  
6. 監 事 2名  
以上の他、会長は総会の推薦により、名誉会長及び顧問を委嘱することができる。

## (役員を選出)

第7条 会長、副会長、理事及び監事は、総会で選出する。  
2. 学年幹事は、各学年より選出し、事務局長は会長が委嘱する。

## (役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総括する。  
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、職務を代行する。  
3. 理事は、会長の命を受け、会務を処理する。  
4. 学年幹事は、同学年を代表して会務にあたる。  
5. 事務局長は、会務が円滑に運ぶよう業務を遂行する。

## (役員任期)

第9条 役員任期は、2年目同窓会終了までとし、重任を妨げない。  
2. 役員がやむを得ない事情により退任する場合、及び役員補充、増員が必要な場合は、理事会で決める。  
3. 補欠または増員のため選任された役員任期は、前任者または他の現任者の残任期間と同一とする。

## (総 会)

第10条 総会は、原則として毎年1回開催し、次の事項を決定する。  
1. 会務の報告  
2. 予算の審議及び決算の承認  
3. 役員選出  
4. 議案の議決  
5. 規約の改廃  
6. その他重要な事項  
但し、総会は、その権限の一部を理事会に委任することができる。

## (会議の構成)

第11条 総会は、会員をもって構成する。  
2. 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、総会の決定した事項の執行その他必要な会務を処理する。

## (招集・議決)

第12条 総会、理事会は、会長が招集する。  
2. 会議議長は、会長とし、議決は出席者の多数決による。

## (会 計)

第13条 本会の経費は、年会費、総会出席会費及び寄付金をもって支弁し、会費の額は理事会で決定する。  
2. 本会の会計年度は毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

## (規約の変更)

第14条 本規約の変更は、総会で出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

## (その他)

第15条 その他必要と認める事項は、その都度理事会で協議し処理する。

## 附 則

本規約は、平成8年11月1日より施行する。

平成 9年 6月11日 一部変更  
平成11年 9月22日 一部変更  
平成18年 9月14日 一部変更(事務局住所変更)  
令和 5年 9月 8日 一部変更(事務局住所変更)  
令和 5年10月19日 一部変更(第2条、所在地へ変更)  
令和 6年 9月 6日 条文新設(第13条2.)